

新型コロナウイルス対応での「救命救急診療手当」の改善について

2021年5月 東北大学職員組合

COVID-19 にかかる診療業務について、下記 [4] の内容で、救命救急診療手当の取扱いが改善されています（2020年7月改定、2月に遡って適用）が、就業規則としての周知はされていないようです。労使交渉にもとづいて組合にて整理しました。

[1] 「本給の調整額」または「救命救急診療手当」（2020年6月12日、病院に確認）

○本給の調整額

- ・西13階病棟（精神科病棟）及びICUに所属する看護師に対して適用する。

○救命救急診療手当

- ・高度救命救急センターに所属する看護師に対して支給する。
- ・COVID-19患者の診療等業務を行った医師、看護師等に対して拡大する。

[2] 救命救急診療手当支給の拡大（2020年6月30日、大学に確認）

- ・上記 [1] に対応して、2020年7月7日の就業規則「特殊勤務手当支給細則」の改定によって、救命救急診療手当の対象業務や対象となる時間帯が改善しました。従前から対象の職員に限定はなく、「救命救急診療業務」「分娩業務」に従事すれば支給される規定だったのですが、改定によってさらに対象業務が広がり、時間帯についても限定がなくなりました。

就業規則「特殊勤務手当支給細則」の改定（7月7日改定（2月1日適用））

- ・救命救急診療手当は、職員が夜間又は休日において、救命救急診療業務又は分娩業務に従事したときに支給する。
↓
- ・救命救急診療手当は、職員が、救命救急診療業務又は分娩業務等に従事したときに支給する。

[3] 「別に定め」、理事裁定「救命救急診療手当の取扱いについて」

（2020年6月30日、大学から組合に提供）

- ・就業規則には支給額の規定はなく、「必要な事項は、別に定める」とされています。組合が大学に求めて提供された理事裁定文書「救命救急診療手当の取扱いについて」（これも2020年7月改定（2月遡及適用））によって、支給額は「1時間につき5,000円」であることが明らかになりました。

理事裁定「救命救急診療手当の取扱いについて」

国立大学法人東北大学特殊勤務手当支給細則第14条第2項及び国立大学法人東北大学限定正職員の給与に関する細則第54条第2項の規定に基づき救命救急診療手当の支給に関する事項を次のとおり定める。

1 支給対象者

救命救急診療手当は救命救急診療業務又は分娩業務等に従事した職員に支給する。

2 手当の額

救命救急診療手当の額は救命救急診療業務又は分娩業務等に従事した全時間に対して勤務1時間につき5,000円とする。

3 手当の財源

救命救急診療手当は病院の部局予算をもって充てる。

4 その他

救命救急診療手当の運用に関しては別に定めることができる。

[4] 運用を「別に定め」、手当の支給額がダウン (2020年9月11日、病院に確認)

- その後、病院から下記の具体的な説明があり、その支給額が、理事裁定の「1時間につき5,000円」より少ない、「従事4時間まで5,000円」「従事4時間超、10,000円」となっていました。

支給対象者

- ・ 病院長から第一種感染症病室の担当を命ぜられ、第一種感染症病室の診療等の業務または新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る診療等の業務に従事した職員に支給。
- ・ 第一種感染症病室の担当を命ぜられていない職員であっても、感染管理室等からの要請により、緊急対応として第一種感染症病室の診療等の業務または新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る診療等の業務に従事した場合に支給。

手当額

- ・ 1日の従事時間4時間までの場合： 5,000円
- ・ 1日の従事時間4時間を超える場合： 10,000円

[5] 「1時間5,000円」→「1日5,000円」の大学説明 (2020年11月18日団体交渉)

組合は、大学・病院による救命救急診療手当の改善を評価しています。他方、就業規則にもとづいて理事裁定で「1時間5,000円」としていることに対して、「日額で「5,000円(4時間まで)」「10,000円(4時間超)」とかなり少額に運用していることは、就業規則による賃金の明示・周知、労働者の権利保障のあり方として疑問があります。組合が、事務折衝及び交渉を通じて認識した内容を以下に整理しておきます。教職員の労働条件と働くルールの改善のため、組合加入を心から呼びかけます。

○就業規則上の手当、労基法上の賃金。

- ・ 就業規則(特殊勤務手当支給細則)は、「職員が、救命救急診療業務又は分娩業務等に従事したときに支給する」手当として「救命救急診療手当」を定めています。労働基準法上の賃金です。

○とくに病院に適用する手当。適用範囲を拡大。

- ・ この手当は、大学によると、病院における各種の診療行為に対して柔軟に対応できる手当であり、病院の財源で運用し具体的な取扱いの裁量は病院にあります。

○就業規則は周知→理事裁定は周知なし。

- ・ 手当額について就業規則に定めがなく、「別に定める。」として理事裁定「救命救急診療手当の取扱いについて」が「1時間5,000円」を定めました。これは就業規則の一部として周知すべきものですが、周知されていません。

○1時間5,000円なので、4時間ならば20,000円のはず。

- ・ 理事裁定文書は「救命救急診療業務又は分娩業務等に従事した全時間に対して勤務1時間につき5,000円とする。」と定めています。1時間従事すれば5,000円、2時間従事すれば10,000円、4時間従事すれば20,000円と読めます。

○理事裁定→「別に定める=1日5,000円」、文書・周知なし。

- ・ しかし、この理事裁定は、「運用に関しては別に定めることができる」としています。別に定められた内容は上記[4]の病院説明です。しかし、文書も周知もありません(理事裁定もこれも、就業規則として周知すべきです)。

○「1時間5,000円」→「従事4時間=接触1時間=1日5,000円」とみなす。

- ・ 2020年11月18日の団体交渉での大学説明によると、コロナ患者との接触は断続的であり、従事時間は接触時間に換算すべきであり、接触時間の正確な把握は困難であるとして、「従事1時間5,000円」の定めのもと、「従事4時間をもって接触1時間相当=1日5,000円」「それを超える従事時間ならば1日10,000円」とのことです。この説明、どう思いますか。

○給与明細で「救命救急診療手当」の内訳わからず。

- ・ 救命救急診療手当は、特殊勤務手当(13種類)の1つです。13種類の中には「救命救急診療手当」の他に「夜間看護手当」も含まれます。しかし、給与明細には「特殊勤務手当」としか記載されていません。そのため、特殊勤務手当の内訳(とりわけ、救命救急診療手当と夜間看護手当の内訳)はわかりません。これでは職員の努力がきちんと手当で報われているかどうか、はっきりとわかりません。組合は、大学にその改善を要望しています。